

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年3月20日)

【件名】

- 1 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑の譲渡条件の検討について
(福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課)・・・1
- 2 鳥取県障がい者プランの改定(案)等に係るパブリックコメントの実施結果について
(障がい福祉課、子ども発達支援課)・・・3
- 3 鳥取県視覚障がい者支援センターの開設について (障がい福祉課)・・・5
- 4 第7期鳥取県介護保険事業支援計画等(案)に係るパブリックコメントの実施結果について (長寿社会課)・・・6
- 5 旧優生保護法に基づく優生手術に関する相談窓口設置及びWGの立ち上げについて (福祉保健課、子育て応援課)・・・7
- 6 鳥取県国民健康保険運営方針(案)の策定状況について (医療指導課)・・・8
- 7 指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について (東部福祉保健事務所)・・・11

福祉保健部

鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑の譲渡条件の検討について

平成30年3月20日
福祉保健課
障がい福祉課
長寿社会課

公の施設にかかる平成31年度からの運営のあり方検討の中で、鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑については、民間譲渡も含めて検討することとされていることから、現在の状況等を整理するとともに、譲渡条件について検討中です。

1 現在の状況

指定管理期間：平成26～30年度（5年間）

(1) 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園

①財政面

障害者総合支援法等に基づく独立運営であり、県からの指定管理委託料は支出されていない。

(単位：千円)

		H28	H27	H26
鹿野かちみ園・ 鹿野第二かちみ園の	収入	577,648	556,349	560,471
	支出	487,008	471,788	475,600
合計	収支差	90,640	84,561	84,871

※支出に減価償却費が含まれていないため、上記の収支差が施設譲渡後の利益をそのまま示すものではない。

②人員面（平成28年度末時点） ※県単独予算による職員加配人員を含む。

法令に基づく従業者、設備及び運営に関する基準を満たしている。

○鹿野かちみ園 常勤職員41人、非常勤職員10人 計51人

○鹿野第二かちみ園 常勤職員45人、非常勤職員12人 計57人

③機能面<県立施設としての役割>

ア 法令に基づく社会福祉施設としての役割・機能のほか、県立施設としての役割として指定管理協定書等に明記されているのは次のとおりである。

<p>【指定管理協定書第6条(1)イ(ウ) 県立施設としての役割】</p> <p>県下の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所における処遇のモデルとして、取組が困難な次の事業を先導的に実施する。</p> <p>a 要介助高齢知的障がい者等を中心とした支援の在り方等諸課題の検討・実践(鹿野かちみ園)</p> <p>b 強度行動障がい者等を中心とした支援の在り方等諸課題の検討・実践(鹿野第二かちみ園)</p> <p>c グループホームをはじめとする在宅支援事業、処遇技術向上のための研究・指導事業</p>
<p>【指定管理協定業務仕様書9 県立施設としての役割】</p> <p>指定管理者は、毎年度の要介助高齢知的障がい者及び強度行動障がい者等に対する支援の取り組み状況並びに諸課題の検討状況等を報告書としてまとめ、翌年度の6月末までに県に提出すること。</p>

イ 上記のほか、県からの委託事業、鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園が中心となり実施している事業・取組

(県内の各障がい福祉サービス事業所への研修の実施)

・運営主体である鳥取県厚生事業団において、かちみ園での支援手法等をもとに、強度行動障がい者への支援等に関する研修を実施。(県委託事業)

(文化芸術活動や地域交流)

・障がい者アート活動支援補助金を活用したアート活動作品展示会の開催や、あいサポート・アートとっとり展への出展等

・鹿野小学校・中学校との文化交流(演劇発表会参加等)

・入所者の「鳥の劇場」での演劇活動への参加支援

(2) 皆生尚寿苑

①財政面

老人福祉法等に基づく独立運営であり、県からの指定管理委託料は支出されていない。

(単位：千円)

		H28	H27	H26
皆生尚寿苑	収入	344,976	352,255	355,802
	支出	289,488	292,710	302,862
	収支差	55,488	59,545	52,940

※支出に減価償却費が含まれていないため、上記の収支差が施設譲渡後の利益をそのまま示すものではない。

※支出に拠点区分間繰入金支出は含んでいない。

②人員面 (平成28年度末時点)

法令に基づく従業者、設備及び運営に関する基準を満たしている。

○常勤職員33人、非常勤職員15人 計48人

③機能面

ア 法令に基づく社会福祉施設としての役割・機能以外に指定管理協定書において県立施設としての役割についての記載はない。

イ 上記のほか、県からの委託事業、皆生尚寿苑が中心となり実施している事業・取組 (各種余暇活動及び機能訓練等に関する業務)

- ・ 保育園誕生部会での園児との交流
- ・ ボランティアの積極的な受け入れによる地域との交流

2 現状と民間譲渡後の相違点

○指定管理者としての5年ごとの更新がなくなり、長期的な視野に基づく運営が可能になる。

○障がい者支援施設は、公立減算がなくなり、給付費が増加し、運営費収入が増える。

※公立施設は、市町村から得られる給付費(サービス提供に係る報酬)が民間施設より減算(公立減算)されている。

○利用者の環境向上のための施設修繕や備品購入などについて、運営主体の判断で実施できる。

※現在は県の施設であることから、大規模な施設修繕や備品購入は、指定管理者の求めに応じて県が実施。

3 譲渡済み施設にかかる譲渡条件

運営の安定性・継続性を担保するための条件として、譲渡契約書に明記されているのは次のとおりである。

(1) 平成17年4月1日譲渡施設 西部やまと園、羽合ひかり園など11施設

【譲渡契約書】

第10条 平成27年3月31日までの間は、土地及び建物等は、すべて社会福祉事業又は公共の目的に使用するとともに、譲渡し、又は売却してはならない。

※平成17年4月1日譲渡にあたっては、(社福)鳥取県厚生事業団の独立経営化にかんがみ、以下の県予算措置を実施した。

①経営安定化支援交付金(H17-19)：職員人件費激変緩和、修繕費のための交付金 計720百万円

②退職手当差額貸付金(H16)(償還期間H18-25)：

H16年度末早期退職者の退職手当の割増額に係る貸付金 375百万円

③経営安定化支援貸付金(H17)(償還期間H19-24)：移管当初の運転資金に係る貸付金 600百万円

④施設解体費補助金(債務負担行為設定H18-40)：移管施設の解体時における解体費用の補助

(2) 平成20年4月1日譲渡施設 母来寮(岩井長者寮は廃止予定であったため類似条件は設定なし)

【譲渡契約書】

第12条 建物について、契約後10年間は養護老人ホームの用途に使用しなければならない。

第13条 建物について、契約後10年間は第三者に譲渡し、貸付けをしてはならない。

4 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑にかかる譲渡条件の検討

障がい者福祉、高齢者福祉に必要な施設であることから、県立施設として担ってきた機能とともに、施設運営の安定性・継続性を担保することが必要である。

<考えられる譲渡条件の例>

- ・ 現行の指定管理協定書等に規定する県立施設として担ってきた機能継続に協力すること
- ・ 譲渡後も引き続き障がい者施設、老人福祉施設として運営を継続すること
- ・ 運営を継続しないこととする場合、あらかじめ県に協議すること

鳥取県障がい者プランの改定(案)等に係るパブリックコメントの実施結果について

平成30年3月20日
障がい福祉課
子ども発達支援課

鳥取県障がい者プランの改定(案)と第3期鳥取県工賃3倍計画(案)について、パブリックコメントを行いましたので、報告します。

1 実施結果

- (1)意見募集期間 平成30年2月15日(水)から同年3月2日(金)まで
- (2)周知方法等
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所等並びに市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・鳥取県障害者施策推進委員及び鳥取県地域自立支援協議会への意見募集の通知
 - ・当事者団体、障がい福祉サービス事業所等への意見募集の通知
- (3)受付意見数
- ・鳥取県障がい者プランの改定(案)について 29件(16人)
 - ・第3期鳥取県工賃3倍計画(案)について 7件(3人)

2 鳥取県障がい者プランの改定(案)に関する主な意見及びその対応方針

意見の主旨	対応方針
「視覚障害者センター」の文言について、「また点字図書館の機能強化を行い、相談支援センターを東部、中部、西部に設置することにより、視覚障害者や…」と修正するよう依頼する。	計画の記載を修正する。
総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園の役割について、急性期病院が在宅移行に力を注ぐようになっているので、各療育機関を「在宅復帰後」に利用することはあっても「在宅復帰に向けて」利用する症例は、今後かなり少なくなると考えられるため、現状を踏まえた記載に変更する必要があるのではないかと。	「在宅復帰に向けた」ものとせず、「急性期病院入院中からの連携や、退院後」に利用するものとして修正する。
難病相談・支援センターは、現在成人期に発症した難病の方の相談や支援を行い、小児期発症の難病児の支援は、小児慢性特定疾病自立支援事業で行われている。小慢と難病相談・支援センターとの連携について検討が必要。	難病相談・支援センターと小児慢性特定疾病児童等支援相談窓口との連携の推進について計画案に盛り込む修正をする。
工賃増ばかりでなく、地域で人間らしくそしてその人が楽しめる文化芸術、スポーツ活動への支援強化、そして、地道に本人活動をしているところにも目を向けて欲しい。	障がいのある方の社会参加として、文化芸術やスポーツ活動の推進などについても計画案に盛り込み済み。
地域移行の流れの中で、障害程度が重くても家庭で生活し通所している方が増えているが、親亡き後が心配である。在宅サービスの質と量の充実を早急に行なって欲しい。	在宅サービスの充実について、計画案に盛り込み済み。「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備と併せて進めていく。
低すぎる工賃しか出していない事業所に問題があることも確かだが、工賃を稼ぐことしか評価しないような報酬の算定方法には賛成できない。	障害福祉サービスの報酬のあり方については、必要に応じて国への要望等を行っていくこととしている。
障がい者に対して偏見や差別の目で見られる人があるのも事実。また、点字ブロック、ハートフル駐車場など良い制度はあっても、県民全体のマナーを向上させなければ、障がい者のためにならない。	障害者差別解消法の効果的な広報・啓発活動、障がいや障がい者への理解をさらに深める取組を積極的に進めていくことについても盛り込み済み。
離職率の高さもあり、慢性的な人材不足になっている施設が多い。人材確保は障害福祉にとって最も重要であり虐待防止やサービスの充実など、全てに関連する問題である。本気で人材確保の問題に取り組むべき。	障がい福祉サービスに従事する人材の確保についても計画案に盛り込み済み。計画案に記載のあるとおり、「人材育成ビジョン」を策定し、必要な人材の養成・確保に取り組んでいく。

3 第3期鳥取県工賃3倍計画(案)に関する主な意見及びその対応方針

意見の主旨	対応方針
<p>事業所用ハローワークのような組織を設立し、仕事の受注、発注をネットワーク化し、仕事量の増加を図ることが必要。</p>	<p>NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター(以下「振興センター」という。)への共同受注窓口(コンタクトセンター)の設置について、計画案に盛り込み済み。</p>
<p>官公需の障がい者施設からの優先調達を推進するとともに、企業との受注調整もしていくべき。</p>	<p>障害者優先調達法に基づく県と市町村による官公需の推進、共同受注窓口の設置による企業からの受注調整について、計画案に盛り込み済み。</p>
<p>就労事業所の製品の販路拡大、受注機会の拡大を支援していくことが必要ではないか。</p>	<p>製品の販路拡大に資する物産展の開催や商談会等の参加支援などの商品・サービスの販売促進支援、共同受注窓口の設置について、計画案に盛り込み済み。</p>
<p>関西圏を中心に大消費地に販路拡大し、売上げを伸ばしていくことが必要ではないか。</p>	<p>製品の販路拡大に資する、県外における商談会・展示会・販売会等の情報の収集・提供等について、計画案に盛り込み済み。</p>
<p>工賃アップのみにスポットライトを当てるのではなく、また、事業所の評価基準をそれのみとするのではなく、他にもスポットライトを当てていくこと。</p>	<p>障がいの特性など利用者の状況等に応じた支援を行うことがサービス提供の前提であることから、各事業所の工賃や就労の状況に応じた特徴を考慮し、それぞれの特徴に応じた支援を行うことを計画案に盛り込み済み。</p>

鳥取県視覚障がい者支援センターの開設について

平成30年3月20日

障がい福祉課

平成29年9月に施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」の趣旨を踏まえ、県内の視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、平成30年3月26日に「鳥取県視覚障がい者支援センター」（米子市）を開設し、視覚障がい者等やその家族などに対する相談支援を実施します。

また、平成30年4月には、東部及び中部圏域においてサテライト機能を有する相談窓口を開設します。

1 運営主体

社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館

2 センターの名称、設置場所及び職員体制

名称	所管地区	設置場所	職員数
鳥取県視覚障がい者支援センター	西部 (全県統括)	米子市皆生温泉三丁目18-3 米子市皆生市民プール管理棟	1名
鳥取県視覚障がい者東部支援センター	東部	鳥取市国府町宮下1265番地 鳥取盲学校1階	1名
鳥取県視覚障がい者中部支援センター	中部	倉吉市山根540-1 パープルビル4階	1名

3 開設時間

(1) 西部

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日等を除く。）

(2) 東部及び中部

午前9時から午後4時まで（土・日・祝日等を除く。）

4 相談支援の内容

- (1) 視覚障がい者等やその家族などからの生活、医療、福祉、教育、就業等に関する相談への対応（出張相談も実施）
- (2) 視覚障がい者等やその家族などの潜在的な相談ニーズの掘り起こし、交流の機会の提供等
- (3) 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会、訓練施設（機能訓練・生活訓練・自立訓練・職業訓練等を行う施設）等が実施する各種事業の視覚障がい者等やその家族などへの周知及び利用手続の援助等の必要な支援
- (4) 視覚障がい者等への配慮などに関する行政機関、眼科医、学校、企業等からの相談への対応

第7期鳥取県介護保険事業支援計画等（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成30年3月20日

長寿社会課

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 平成30年1月26日（金）から同年2月15日（木）まで
- (2) 周知方法等
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所等並びに市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・鳥取県介護保険事業支援計画等検討委員及び関係機関への意見募集の通知
 - ・報道機関への資料提供（新聞記事として記載）
- (3) 受付意見数 15件（7人）

2 主な意見及びその対応方針

意見の主旨	対応方針
第4章具体的施策の推進の項目を実行に移してほしい。	本計画を高齢者の保健福祉分野に関する取り組みや施策の基本的な方針とし計画を実施していく。
人生の最終段階における医療・介護について予め話し合い、また繰り返し話し合うことの必要性を追加してほしい。	計画案の「自宅で最期まで」を支える仕組みの構築の項目に、意見の趣旨を盛り込んだ。
医療では、「終末期」ではなく「人生の最終段階」という表記に何年か前から変わっている。変更しませんか。	ご意見を参考に計画の記載を修正した。
医師の在宅看取りに対する意識改革と看取りの医師、看護体制を改善できる余地はあると思う。	在宅看取りの体制を充実させるため、介護従事者等のスキルアップを図っていくよう計画に盛り込んでいる。 各地区医師会に設置された在宅医療連携拠点を中心に、看取りを含めた在宅医療に取り組む医師の充実（啓発活動を含む）につながる取り組みを進めていく。
要介護にならないように生活をしていくべき。「鳥取県健康づくり文化創造プラン」を実効性のあるものにしないとだめだ。	健康づくりは若い頃から取り組むべきものであり、県では来年度から鳥取県版の健康マイレージ事業に取り組むなど、健康づくり文化創造プランを実効性のあるものとするため、健康づくりの社会基盤を整備していく。
介護予防について、運動面では充実したプログラムが用意されているが、嚥下障害の取り組みが手薄であると感じる。	計画案の「介護予防」の項目で口腔機能の維持・向上を記載済。 今後も市町村・歯科医師会等と連携し、口腔機能の向上による誤嚥予防の推進に努める。
認知症高齢者数が年々増加している。早いうちから認知症の発見、治療をしていくべきだ。予防に取り組むべきだ。	計画案の「認知症施策の推進」の項目で、認知症の早期発見、治療について記載済。 今後も本計画に基づき、認知症施策を推進していく。
救急病院からリハビリ病院への転院について、高齢者がリハビリ病院に転院することを優先してはどうか。転院の受け入れが難しいなら、救急病院でリハビリ病院並みの質を提供できないか。簡単な運動指導をできる人材を育て補助的に使ってはどうか。	救急病院から回復期リハビリテーションを行う病院への転院の優先順位は、年齢を含めた患者の状態等を勘案しながら、基本的には医療機関の判断に基づき行われている。 また、救急医療を担う病院の一部においては、現在既にリハビリテーションが実施されているところ。
少子化に歯止めをかけなければいけない。40代、50代の独身者も増加の一途であり、国策として考えていかないと県レベルでは解決できない。	国、県とも婚活支援施策に取り組んでいるところであり、参考意見として拝受した。

旧優生保護法に基づく優生手術に関する相談窓口設置及びWGの立ち上げについて

平成30年3月20日
福祉保健課
子育て応援課

鳥取県においても旧優生保護法に基づく優生手術が行われていたことが、県の保存文書により確認されたことから、優生手術の当事者などからの相談に適切に対応するとともに、県庁全体で連携して必要な支援を実施するため、福祉保健部福祉保健課内に相談窓口を設置するとともに、庁内関係課によるワーキンググループ会議を下記のとおり立ち上げました。

1 本県において確認された旧優生保護法に基づく優生手術の件数

区 分	件 数
優生保護審査会の記録に基づくもの (個人が特定できる資料があるもの) (A)	子育て応援課保存分 1件
	県立公文書館保存分 19件
国の統計資料のみで確認できたもの (県には記録が残っていないもの) (B)	3件
計 (A+B)	23件

2 相談支援窓口の開設

- (1) 開設日 平成30年3月7日(水)
- (2) 開設場所 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課内(地域福祉推進担当)
- (3) 相談先 電 話：0857-26-7158
ファクシミリ：0857-26-8116
電子メール：yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp

3 庁内WGの立ち上げ

(1) WG構成メンバー(課)

福祉保健部・・・福祉保健課、医療政策課、健康政策課、子育て応援課
総務部・・・公文書館(事務局)・・・子育て応援課

(2) WGグループ長 福祉保健部長

(3) WGの役割

県内の当事者等からの相談に適切に対応し、必要な支援を県庁あげて連携して行う。

(4) 第1回WGの開催

①WG会議の開催(3月9日(金)午後4時50分～ 於：特別会議室控室)

②協議・検討事項

- ア) 本県の旧優生保護法に基づく優生手術の状況
イ) 現在までの相談状況等の共有
ウ) 今後の相談対応上の課題や対応方針について
エ) 国の動向等情報収集について

鳥取県国民健康保険運営方針（案）の策定状況について

平成30年3月20日
医療指導課

現在、鳥取県国民健康保険運営方針（案）については、市町村やパブリックコメント等の意見を踏まえた必要な修正を行い、県国保運営協議会から、方針（案）のとおり策定することについて適当である旨の答申を受けたところです。

今後、答申に沿って運営方針を最終決定することとしています。

1 策定スケジュール

- ・ 県国保運営協議会での検討：平成28年度 1回開催
平成29年度 4回開催
- ・ 市町村への意見照会：平成29年10月26日から11月7日まで
- ・ パブリックコメント：平成29年11月21日から12月8日まで
- ・ 県政参画電子アンケート：平成29年12月8日から12月18日まで
（※12月19日常任委員会でパブコメ及び電子アンケートの実施結果について報告）
- ・ 運営協議会へ諮問：平成29年12月21日
- ・ 運営協議会から答申：平成30年2月14日
- ・ 決定、公表：平成30年3月下旬

2 運営方針案の内容

概要は別紙のとおり

鳥取県国民健康保険運営方針の概要

1 基本的事項

① 策定の目的

平成30年度以降、県と市町村が一体となり保険者の事務を共通認識の下で実施するよう、県内統一的な国保運営方針を策定する。

② 策定の根拠規定

国民健康保険法第82条の2

③ 対象期間

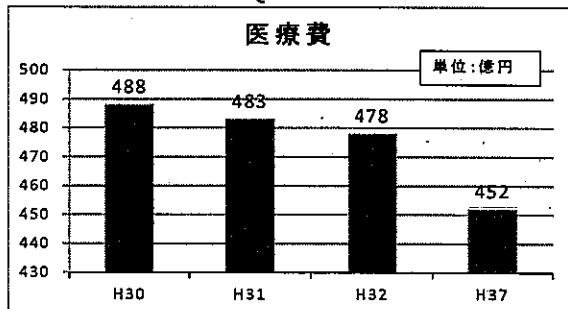
平成30年4月～平成33年3月（3か年）

④ 公表

策定後は、市町村等へ通知、県HPへ掲載

2 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

① 医療費の動向等 （国保加入者の減少とともに、医療費が減少傾向となる見込み）



② 財政収支の改善

・県国保特別会計においては、市町村国保特別会計の事業運営の健全化、財政状況に留意しつつ、適正な納付金設定とバランスがとれた財政運営を行う必要がある。

③ 赤字解消・削減の取組・目標年次等

計画的に解消・削減すべき赤字の整理

- ・保険料負担緩和を図るため
 - ・任意給付に充てるため
 - ・過年度の累積赤字補てんのため等
- ⇒決算補てんのための法定外一般会計繰入については、繰入の考え方を整理しながら、解消・削減に段階的に努める。

④ 財政安定化基金の運用

貸付…給付増や収納不足により財源不足となった場合に市町村・県に貸付。

交付…災害、地域経済の変動等の特別な事情により収納額が低下した場合に市町村に交付。

⑤ PDCA サイクルの確立

県・市町村国保事業の実施状況を定期的に把握、分析、評価・検証を行う。

3 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

① 保険料水準のあり方

- ・納付金の算定に当たっては、国が示すガイドラインに基づき、医療費水準や所得水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定する。
- ・将来的な保険料の統一化については、市町村の意見を伺い、その合意事項を県国保運営協議会へ諮る。
- ・制度改正による被保険者の負担の激変を避けるために、激変緩和措置を実施する。
(適用期間：平成35年度まで)

② 納付金・標準保険料率の算定方法

- ・納付金制度は医療費等を全市町村で負担する仕組みであり、納付金等の算定方法は県の国保条例や国のガイドラインに示された算定方式を基本として算定する。

区分	内容
医療費水準(α)の設定	反映
所得水準(β)の設定	β=0.78で設定
納付金等の算定方法	資産割を除く3方式
標準的な収納率	直近3か年の平均収納率
応益部分の按分方法	均等割：平等割=70:30

※α・βは、実務的には毎年告示で示す。

4 保険料(税)の徴収の適正な実施

① 保険料(税)徴収の現状

- ・県内市町村の平均収納率は93.2%（平成28年度）と上昇傾向にある。
- ・市町村ごとの収納率は、町村部が高く、市部は低い傾向にある。

② 収納対策

- ・収納率の向上を図るため、次表の保険者規模別の収納率と市町村の直近3か年の平均のいずれか高い率を毎年度の目標値とする。

年間平均一般被保険者数	収納率
5千人未満	0.95
5千人以上～3万人未満	0.93
3万人以上	0.91

※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用

- ・収納率向上に積極的な好事例を紹介。
- ・収納対策研修会の実施、充実。等

5 保険給付の適正な実施

- ① 県による保険給付の点検、事後調整
市町村の二次点検後に以下の観点での県の保険給付、事後調整の実施を検討する。
 - ・広域的な観点での保険給付の点検
 - ・大規模不正請求事案への対応
- ② 療養費の支給の適正化
 - <海外療養費>
必要な情報提供
 - <レセプト点検の強化>
市町村点検員への研修充実、県点検指導員の派遣、助言等
 - <第三者求償の取組強化>
求償事務研修会の開催、広報の充実、医療機関等の関係機関への働きかけ等

6 医療に要する費用の適正化の取組

- ① 医療費適正化を推進する取組
 - 特定健康診査及び特定保健指導
広報や普及啓発の充実、先進事例の紹介
 - 医療費通知の実施
実施内容の県内統一と財政支援
 - 後発医薬品の普及促進
後発医薬品に係る差額通知の実施の奨励、出前講座等を通じた正しい理解の促進
 - 重複受診や頻回受診等に係る適正受診指導
先進事例の紹介、財政支援
 - 重複投薬への訪問指導等の適正投薬の推進
お薬手帳の普及啓発、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進 等

7 市町村が担う事務の効率化の推進

- ① 優先的に標準化を検討する項目
市町村の国保事務について、市町村の事務処理の効率化につながるなどの効果を踏まえ、実施時期等の優先順位を勘案し、必要な事務の標準化等を推進する。
 - <主な検討項目>
 - ・被保険者証の作成
 - ・資格管理事務
 - ・保険給付の支払事務
 - ・出産育児一時金に係る給付基準、申請書類
 - ・医療費通知の統一 等

8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携

- ① 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携
 - 地域包括ケアの推進に向けた住まい、医療、介護、予防、生活支援の連携を推進。
 - ・国保部局としての参画
 - ・データを活用した保健事業の推進
 - ・ケア会議等を通じた必要な情報共有の仕組みづくり等

9 国民健康保険の健全な運営

- ①市町村・国保連合会との連携
 - ・国保を安定的かつ円滑に運営するため、市町村との連携会議で引き続き検討。
 - ・県も国保連合会に加入し、一層の連携を図る。
- ②国保運営方針の見直し
対象期間中でも必要と認められる場合、連携会議で検討、県国保運営協議会での審議を経る。
- ③各種計画との整合性
県保健医療計画、県健康増進計画、県介護保険事業支援計画等との整合性を図る。

参考

【県国保運営協議会】

県に国保運営協議会を設置して、国保運営方針の内容について審議・答申。

○委員

被保険者、保険医等、公益、被用者保険の代表 計 11 名

○設置

平成 29 年 3 月設置（これまで 5 回協議会を開催）

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

平成30年3月20日
東部福祉保健事務所

特定非営利活動法人フリーダムに対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分を行いましたので報告します。

1 指定取消対象事業者及び事業所の概要

事業者	名称	特定非営利活動法人フリーダム（鳥取市国府町麻生227番地1）
	代表者	理事長 賀山 英治（かやま えいじ）
事業所	名称	幸町フリーダム作業所（主たる事業所）（鳥取市幸町148番地） 喫茶フリーダム（従たる事業所） （鳥取市天神町67番2ふそうマンション天神1号室）
	管理者	賀山 英治（かやま えいじ）（理事長）
	サービス管理責任者	富金原 直美（ふきんばら なおみ）（副理事長）
	生活支援員	大谷 綾（おおたに りょう）（理事）
	事業種別	就労継続支援B型
	指定日	平成22年8月1日

2 指定取消年月日：平成30年4月16日（指定取消処分の決定日：平成30年3月16日）

3 指定取消の理由

(1) 訓練等給付費の不正受給（法第50条第1項第5号に該当）

- ・週1回または週2回の通所実態であるのに、週5回通所したことにして訓練等給付費を請求し受領した。（平成25年1月から平成27年8月までの1人分 3,943,990円）
- ・欠席していたのに通所したことにして訓練等給付費を請求し受領した。
（平成26年2月から平成27年9月までの3人分 328,610円）
- ・送迎していないのに送迎したことにして訓練等給付費（送迎加算）を請求し受領した。
（平成25年1月から平成27年7月までの3人分 688,500円）

<参考>不正受給額の返還

今後、支給決定権者（鳥取市）が不正受給額を精査し、返還を求めることとなる。

（法第8条第2項の規定により不正受給額に加え加算金40%を支払わせることができる。）

(2) 監査時の虚偽報告（法第50条第1項第6号に該当）

利用者のタイムカード及びサービス提供実績簿等を偽造し、虚偽の報告を行った。

(3) 監査時の虚偽の答弁（法第50条第1項第7号に該当）

利用実態、送迎実態について虚偽の答弁を行った。

4 法第36条第3項に規定する欠格事由該当者

賀山 英治（法人理事長）、富金原 直美（法人副理事長）、大谷 綾（法人理事）

5 その他

事業者への取材は、代理人河本充弘弁護士にお願いします。

<代理人>鳥取市栄町205番地

弁護士法人 河本・森法律事務所

弁護士 河本 充弘

電話 0857-29-3923 FAX 0857-29-3924

